

令和5年2月17日

保護者各位

糸満市教育委員会
教育長職務代理人 与那嶺 政裕
(公印省略)

卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、学校の卒業式は、児童生徒が厳粛で清新な気分を味わい、それまでの学校生活を振り返るとともに、新しい生活の展開への動機付けの機会ともなる有意義な教育活動であり、これまでも地域の感染状況を踏まえつつ、開催方法を工夫しながら実施してまいりました。

このたび、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とした文部科学省及び県教育委員会の通知に基づき、下記の内容を基本的な方針として実施することにしましたのでお知らせいたします。

記

1. 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。ただし、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒については着用を認めます。
- 来賓や保護者等はマスクの着用をお願いいたします。
- 学校規模の違いや新型コロナウイルス感染症、インフルエンザの感染状況等により、学校によって対応が変更になる場合があります。

2. 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクを外して差し支えありません。

3. 祝辞等

- 壇上で開式・閉式の辞や式辞、祝辞等のあいさつの時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。
- また、壇上であいさつを述べる者等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクを外して差し支えありません。

4. 卒業証書授与

- 卒業証書が授与される時は、児童生徒はマスクを外して差し支えありません。

5. 送辞・答辞

- 在校生送辞、卒業生答辞の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、送辞・答辞を述べる児童生徒は、マスクを外して差し支えありません。また、これらを聞く児童生徒も、マスクを外して差し支えありません。

6. 国歌・校歌等の斉唱、合唱等

- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施いたします。ただし、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒については、事前に学校にご相談ください。

7. その他

- 学校におけるマスク着用の考え方の見直しについては、令和5年4月1日から適用することとされていますので、令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動においては、従来どおりの対応となります。